

答申第14号



鎌公審査第29号  
平成9年12月22日

鎌倉市教育委員会様

鎌倉市公文書公開審査会  
会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年12月21日付けで諮詢（諮詢第17号）された平成6年度4月から平成7年度公開日までの○○校長（現○○小学校長）から原田学校教育担当参考への○○教諭に関する報告の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成6年4月から平成7年公開日までの、○○校長から原田学校教育担当参事への○○教諭に関する報告（以下「本件文書」という。）については、当該公文書は存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年11月22日付で行った本件文書に関する不存在処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、実施機関は、請求に係る報告は平成6年11月25日付け○○校長から教育長あての報告文書をもって報告され、原田学校教育担当参事への報告は口頭で行われたため、公文書として存在していないというが、本件請求には、「○○校長から原田学校教育担当参事への報告」と特定しているのであり、他の請求人によって公開請求された公文書についての通知は、平成6年10月31日付で行われており、それ以後に提出された別の報告書をもって、本件請求に係る不存在理由とすることはできない。

また、不存在通知書の不存在理由は、「口頭での報告のため」とあるが、不存在理由説明書では、上述したような別の理由が補説されており、条例の解釈運用に当たっては、通知書に明示された理由以外に公文書の公開を拒否できる場合を認めることは許されない。

## 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件文書は、平成6年4月から平成7年公開日（平成7年11月22日付で公文書不存在通知）までの○○校長から原田学校教育担当参事への○○教諭に関する事情聴取に関するものである。

- (2) 本請求に係る報告は、平成6年5月18日の体罰と紛らわしい行為の発生後、当該児童及び保護者の事実理解及び学級懇談会での保護者達の納得と理解が教育指導上の問題として、口頭報告とそれに対する指導を行ってきたところであり、平成6年11月25日付けで〇〇校長から教育長あてに文書で報告されたことをもって教育委員会への報告と理解している。したがって、〇〇校長から原田参事への文書報告はされておらず、公文書としては存在していない。
- (3) 不存在理由説明書の中で、不存在通知書記載の不存在の理由とは別の理由を補説しており、許されないとの点については、公文書不存在の理由を、より具体的に説明しようとしたものであり、通知書に明記した理由以外に公文書の公開を拒否できることを認めさせようとするものではない。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立て人及び実施機関から各々の主張を聴取したほか、参考人からも事情聴取を行って審議を進めた結果、以下のように判断する。

- (1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

- (2) 実施機関によれば、平成6年11月25日付けで〇〇校長から教育長あてに文書報告をしていることをもって教育委員会への報告と理解しており、このため〇〇校長から原田参事への文書による報告はしていないこと。
- (3) 参考人の陳述でも、〇〇校長は直接教育委員会へ来て原田参事と会っており、平成6年11月4日付けで、教諭の児童に対する体罰に関しての調査を求める請願（以下「請願」という。）が、教育委員会あて提出されているが、請願が出される以前も以後も、校長は何度か教育委員会へ来て口頭で報告をしていること。

(4) 体罰と紛らわしい行為は、平成6年5月に発生しており、○○校長から教育委員会へ口頭による報告が行われている。

その後、平成6年11月4日に提出された請願に基づき、平成6年11月に5回に渡り当該教諭本人に対する事情聴取が教育委員会事務局によって行われたほか、平成6年11月25日付け及び平成7年10月30日付けで○○校長から教育長あてに、当該教諭の学級経営上の問題点及び勤務態様に関する報告が文書でなされている。

(5) 本件文書の公開請求は、校長から参事あての文書報告について、平成6年4月から公開日（平成7年11月22日付けで不存在通知）までとの期間を限定しており、それに対する決定が公文書不存在であったことは上述したとおりである。

しかし、文書処理の手続きは、本件校長からの報告書について言えば、校長から教育委員会あて、又は教育長にあてて行われるのが普通であり、教育委員会事務局の職階制において、教育長を補佐し所属職員を指揮監督する立場にある学校教育担当参事あてに報告するようなことは、通常行われないものと考える。

また、客観的に体罰があったとの認識を持たなかった中で、当該教諭に関する報告は逐次口頭では行われており、請願が提出された後は上述したように、文書による報告が教育長あてに行われていることが認められる。

これらの経過から見れば、あながち本件文書が作成されなかつたことをもって、直ちに不当であるとは言い切れない。

(6) 申立人が主張する、不存在理由説明書における不存在通知記載とは別の理由を補説するのは許されないとの点については、あくまで、本不存在の理由を補うものに過ぎず、例えば存在している文書を公開拒否した場合の理由の追加とは、その意味が異なるものと考える。

(7) 以上のことから明らかなように、本件文書は作成されておらず、公文書として存在しないことが認められるので、結論においては、公文書の不存在処分は妥当と判断する。

なお、実施機関は、本件を一つのきっかけとして、体罰はもちろん、体罰と疑われるような行為もあってはならないとの観点に立つとともに

、平成6年度から施行された公文書公開条例の精神をも考慮し、現時点では、体罰と疑わしい行為があった場合についても公文書を作成するよう手続きを改めた事実が認められるところであり、本件異議申立てに対する判断は前述したとおりであるが、今後はより一層、公文書公開制度の趣旨を十分踏まえた運用がされることを期待するものである。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

# 審査会の処理経過

開催年月日	処理経過
7. 12. 21	諮詢（諮詢第17号）
12. 25	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
8. 1. 17	不存在理由説明書を受理
1. 18	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
2. 5	意見書を受理
2. 6	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 6. 20	・審議（第39回審査会）
7. 18	・審議（第40回審査会）
8. 4	・審議（第41回審査会）
8. 18	・審議（第42回審査会）
10. 1	・審議（第43回審査会）
10. 31	・審議（第44回審査会）
11. 25	・審議（第45回審査会）
12. 12	・審議（第46回審査会）
12. 22	答申